

小児慢性特定疾病医療費助成制度【更新申請】Q & A（令和5年11月）

Q 1 申請者は誰になるのか。

A 1 原則として、以下の方としてください。ただし、単身赴任等で被保険者が受診者と同居していない場合は、同居している保護権を有する者としてください。また、受診者本人が被保険者の場合は、父母のいずれかとしてください。

- 被用者保険（健保・共済等）、国民健康保険組合の方・・・被保険者（組合員）
- 京都市国民健康保険の方、生活保護の方・・・世帯主（受診者の保護権を有する者）

なお、受診者が18歳以上（成人患者）の場合は、加入している医療保険に関わらず、受診者本人を申請者としてください。

Q 2 申請者本人が申請に行けないため、代理の者が申請してもよいのか。

A 2 郵送による申請や、代理人による申請も可能です。代理人による申請の場合、

- ① 代理権の確認のため、申請者からの委任状（様式不問）又は申請者本人の健康保険証
- ② 代理人の本人確認のため、代理人の本人確認書類を持参してください。

なお、単に申請書類を持参し提出するだけで、申請に関する意思決定に関与していない場合は、代理申請にはあたらないため、上記の書類は不要です。

Q 3 現在の受給者証の内容に変更がある場合、手続きはどうしたらよいか。

A 3 現在お持ちの受給者証に係る変更手続きを行ったうえ、更新申請を行ってください。変更手続きをされていない場合、更新後の受給者証に反映されないことがあります。

Q 4 現在、高額治療継続者（医療費総額が5万円／月を超えた月が年間6回以上ある者）として自己負担上限額が軽減されているが、更新申請でも申請が必要なのか。

A 4 令和6年4月以降も適用を受ける場合は、改めて申請が必要となりますので、該当していることが分かる書類（自己負担上限額管理票等）を提出してください。

なお、「申請日が属する月以前の12か月以内（※）に、小児慢性特定疾病医療に係る医療費総額が5万円を超えた月が6回以上あること」が要件となります。

（※）例えば、令和6年1月に申請の場合は、令和5年2月～令和6年1月の期間内。

Q 5 受付期間内に必要書類が揃わないが、どうすればよいか。

A 5 病院での意見書作成が遅れる場合など、必要書類が受付期間内に揃わない場合は、先に「支給認定申請書」をご提出いただき、後日、速やかに書類を提出してください。